日本私立大学協会 私立大学ガバナンス・コード<第 2.0 版> 「点検結果報告書」

共通様式

| ① 法人名称 | 学校法人別府大学 |
|---------------|--|
| ② 設置大学名称 | 別府大学、別府大学短期大学部 |
| ③ 担当部署 | 法人事務局総務部総務課 |
| ④ 問合せ先 | 0977-67-0101 |
| ⑤点検結果の確定日 | 令和7年9月22日 |
| ⑥点検結果の公表日 | 令和7年9月22日 |
| ⑦点検結果の掲載先 URL | https://www.beppu-u.ac.jp/general/publicinformation/ |
| ⑧本協会による公表 | ●承諾する ○否認する |

【備考欄】

様式 I

I-I.「基本原則」及び「原則」の遵守(実施)状況の点検結果

| 基本原則・原則 | 遵守状況 |
|--------------------------------|---------|
| 基本原則 1 自主性・自律性の確保(特色ある運営) | 0 |
| 原則1-1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立 | 0 |
| 原則1-2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理 | 0 |
| 基本原則2 公共性・社会性の確保(社会貢献) | \circ |
| 原則2-1 教育研究活動の成果の社会への還元 | 0 |
| 原則2-2 多様性への対応 | 0 |
| 基本原則3 安定性・継続性の確保(学校法人運営の基本) | \circ |
| 原則3-1 理事会の構成・運営方針の明確化 | 0 |
| 原則3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化 | 0 |
| 原則3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化 | 0 |
| 原則3-4 危機管理体制の確立 | 0 |
| 基本原則4 透明性・信頼性の確保(情報公開) | \circ |
| 原則4-1 教育研究・経営に係る情報公開 | 0 |

Ⅰ-Ⅱ. 遵守(実施)していない「基本原則」の説明

| 該当する基本原則 | 説明 |
|----------|----|
| | |

Ⅰ-Ⅲ. 遵守(実施)していない「原則」の説明

| 該当する原則 | 説明 |
|--------|----|
| | |

様式Ⅱ

Ⅱ-I.「原則」の遵守(実施)状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則1-1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

| | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
|--------------|--|
| 実施項目1-1① | 説明 |
| 建学の精神等の基本理 | 建学の精神等の基本理念及び教育目的を、学生をはじ |
| 念及び教育目的の明示 | めとする多様なステークホルダーに対して明示してい |
| | ます。(URL:https://www.beppu-u.ac.jp/general/spirit/) |
| 実施項目 1 - 1 ② | 説明 |
| 「卒業認定・学位授与 | 学生等に対して入学から卒業に至るまでの学びの道筋 |
| の方針」、「教育課程編 | を明確に示すとともに、自己点検・評価結果に基づ |
| 成・実施の方針」及び | き、教育の質の向上、学修環境・内容の整備・充実に |
| 「入学者受入れの方 | 努めています。 |
| 針」の実質化 | |
| 実施項目1-1③ | 説明 |
| 教学組織の権限と役割 | 学長の責務(役割及び職務範囲)、学長の補佐体制(副 |
| の明確化 | 学長・学部長・学長補佐の役割)及び教授会の役割 |
| | (学長と教授会の関係)等、教学組織の権限と役割を |
| | 明確にしています。 |
| 実施項目1-1④ | 説明 |
| 教職協働体制の確保 | 教員と職員が、適切に分担・協力・連携を行うことを |
| | 可能とする体制を確保し、教育研究活動の組織的かつ |
| | 効果的な管理・運営に努めています。 |
| 実施項目1-1⑤ | 説明 |
| 教職員の資質向上に係 | ファカルティ・ディベロップメント (FD)、スタッフ・ |
| る取組みの基本方針・ | ディベロップメント (SD) に係る基本方針・年次計画 |
| 年次計画の策定及び推 | を策定し、教職員の資質向上に向けた研修を実施して |
| 進 | います。 |

原則1-2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

| 実施項目1-2① | 説明 |
|------------|--------------------------|
| 中期的な計画の策定方 | 各学校長、事務の管理職等から意見を聴取し、内外環 |
| 針の明確化及び具体性 | 境を踏まえて期間を5年に設定して、教学及び経営に |
| のある計画の策定 | 関する中期計画を策定しています。また、年次ごとに |
| | 具体的な取り組みや達成目標を設定した事業計画を策 |
| | 定しています。 |
| 実施項目1-2② | 説明 |
| 計画実現のための進捗 | 毎年度末に中期計画に係る当該年度の事業計画の取り |
| 管理 | 組み状況や達成状況を把握して事業報告を作成し、計 |
| | 画実現のための進捗管理を行っています。 |

原則2-1 教育研究活動の成果の社会への還元

| 実施項目2-1① | 説明 |
|------------|---------------------------|
| 社会の要請に応える人 | 建学の精神に基づく人材育成とともに、地域の多様な |
| 材の育成 | 社会人の受入れなど、社会の要請に応じた学びの機会 |
| | を提供しています。 |
| 実施項目2-1② | 説明 |
| 社会貢献・地域連携の | 環境への配慮をはじめとする社会課題への対応や産官 |
| 推進 | 学連携による地域課題の解決に向けた取組みなど、「知 |
| | の拠点」としての大学の役割を果たすよう努めていま |
| | す。 |

原則2-2 多様性への対応

| 実施項目2-2① | 説明 |
|------------|--------------------------|
| 多様性を受容する体制 | 性別、年齢、障害、国籍等、多様な背景を持つ学生、 |
| の充実 | 教職員等を受け入れる学内環境・体制の整備・充実に |
| | 努めています。 |
| 実施項目2-2② | 説明 |
| 役員等への女性登用の | 男女共同参画社会への実現及び女性活躍促進の観点か |
| 配慮 | ら、役員や評議員等への女性登用に配慮しています。 |

原則3-1 理事会の構成・運営方針の明確化

| | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · |
|------------|---------------------------------------|
| 実施項目3-1① | 説明 |
| 理事の人材確保方針の | 寄附行為に基づき、理事の資格や責務を踏まえた適切 |
| 明確化及び選任過程の | な人材を確保し、選任過程の透明性を確保していま |
| 透明性の確保 | す。 |
| 実施項目3-1② | 説明 |
| 理事会運営の透明性の | 寄附行為に基づき、理事会の役割及び理事の責務を明 |
| 確保及び評議員会との | 確にするとともに、評議員会との建設的な協働と相互 |
| 協働体制の確立 | 牽制体制を確立し、運営の透明性を確保しています。 |
| 実施項目3-13 | 説明 |
| 理事への情報提供・研 | 学校法人の適正な運営に当たり必要とされる識見を習 |
| 修機会の充実 | 得できるように、新任・外部を含む理事に対する情報 |
| | 提供・研修機会の充実に努めています。 |

原則3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

| 実施項目3-2① | 説明 |
|------------|--------------------------|
| 監事及び会計監査人の | 監事及び会計監査人については、寄附行為に選任基準 |
| 選任基準の明確化及び | となる資格や職務等を定めるとともに、評議員会の決 |
| 選任過程の透明性の確 | 議により選任することなど選任過程を明確に定め、透 |
| 保 | 明性を確保しています。 |
| | |

| 実施項目3-2② | 説明 |
|------------|--------------------------|
| 監事、会計監査人及び | 学校法人別府大学監事監査等職務規程を制定し、監事 |
| 内部監査室等の連携 | の職責を明確にするとともに、会計監査人及び内部監 |
| | 査を行う企画・監査室と協力して調査を行うことを定 |
| | めるなど、三者の適切な連携に努めています。 |
| 実施項目3-2③ | 説明 |
| 監事への情報提供・研 | 監事が適切に職責を果たせるよう、監事を補佐する組 |
| 修機会の充実 | 織を置くとともに、監事への情報提供や研修機会の充 |
| | 実に努めています。 |

原則3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

| MINTO O HINDSON | |
|-----------------|--------------------------|
| 実施項目3-3① | 説明 |
| 評議員の選任方法や属 | 寄附行為により、評議員の属性に応じた評議員会構成 |
| 性・構成割合について | 上の上限割合の考え方を明確にするとともに、選任手 |
| の考え方の明確化及び | 続を明確に定め、選任過程の透明性を確保していま |
| 選任過程の透明性の確 | す。 |
| 保 | |
| 実施項目3-3② | 説明 |
| 評議員会運営の透明性 | 寄附行為により、評議員会の招集や議決事項、評議員 |
| の確保及び理事会との | の責務を明確にするとともに、理事会との建設的な協 |
| 協働体制の確立 | 働と相互牽制体制を確立し、運営の透明性を確保して |
| | います。 |
| 実施項目3-3③ | 説明 |
| 評議員への情報提供・ | 学校法人の適正な運営に必要とされる識見を習得でき |
| 研修機会の充実 | るように、新任・外部を含む評議員に対する情報提 |
| | 供・研修機会の確保・充実に努めています。 |
| | |
| | |

原則3-4 危機管理体制の確立

| 実施項目3-4① | 説明 |
|------------|----------------------------|
| 危機管理マニュアルの | 災害対策マニュアルを整備するとともに、市の避難施 |
| 整備及び事業継続計画 | 設への指定を受けるなど、防災の強化に取り組んでい |
| の策定・活用 | ます。令和4年度の新型コロナウイルス感染拡大に当た |
| | っては大学・短大の事業継続計画(BCP)を策定してい |
| | ます。 |
| 実施項目3-4② | 説明 |
| 法令等遵守のための体 | 法令、寄附行為、その他諸規程を遵守するよう組織的 |
| 制整備 | に取り組むとともに、違反又はそのおそれがある行為 |
| | に関する内部通報窓口の設置など、内部通報体制を整 |
| | 備しています。 |

原則4-1 教育研究・経営に係る情報公開

| 実施項目4-1① | 説明 |
|-------------|--|
| 情報公開推進のための | 教育研究、組織運営、財務など大学・短大の諸活動全 |
| 方針の策定 | 般に関する情報を、関係法令等に基づき、社会に対し |
| | 積極的に公開するため、情報公開基本方針を策定し、 |
| | 情報公開を推進しています。 |
| 実施項目 4 - 1② | 説明 |
| ステークホルダーへの | ステークホルダーが公開情報にアクセスしやすいよう |
| 理解促進のための公開 | に、インターネットの情報公開ページに公開情報を集 |
| の工夫 | 約して整理するとともに、理解しやすい資料作りに努 |
| | めています。 |
| | (URL:https://www.beppu-u.ac.jp/general/publicinformation/) |

Ⅱ-Ⅱ.「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

| 該当する原則 | 説明 |
|--------|----|
| | |
| | |